

会 員 各 位

平成29年9月吉日

株式会社アイ・エー・エー

オークション規約変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊社では、長期残留車及び放置車両の罰則に関しまして、オークション規約の一部を下記の通り変更することとなりましたので、ここにご案内申し上げます。

なお、会員の皆様には変更内容を確認のうえ、ご理解、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更箇所:

◎IAAオートオークション規定

「出品規定(長期残留車、及び放置車両の罰則と強制処分)」第14条

変更前)

クレーム車等で再出品しない車輛は、早急に引き取りすること。
これを厳守しない場合は、「長期残留車」として次のペナルティが科せられます。
7日以上搬出されなかった場合は 10,285円
以後7日を経過する毎 10,285円

変更後)

クレーム車等で出品しない車輛は、早急に引き取りすること。
これを厳守しない場合は、「長期残留車」として次のペナルティが科せられます。
14日以上搬出されなかった場合は 3,500円
以後1日を経過する毎 500円

◎IAAトラックオークション規定

「出品規定」 第13条

変更前)

クレーム車等で再出品しない車輛は、早急に引き取りすること。
これを厳守しない場合は、「長期残留車」として次のペナルティが科せられます。
●7日以上搬出されなかった場合は
「小型車・リユース」1万円
「大型車・現状・建設機械」2万円
●以後7日を経過する毎
「小型車・リユース」1万円
「大型車・現状・建設機械」2万円

変更後)

クレーム車等で出品しない車輛は、早急に引き取りすること。
これを厳守しない場合は、「長期残留車」として次のペナルティが科せられます。
●14日以上搬出されなかった場合は
「小型車・大型車・現状・建設機械」5,000円
●以後1日を経過する毎
「小型車・大型車・現状・建設機械」700円

2. 施行日: 平成29年10月4日 第570回オークションより

以上

お問合せ先
株式会社アイ・エー・エー IAA大阪
TEL 0725-33-1212